

防衛財源 増税時期示さず

与党税調 増税時期示さず

岸田文雄首相が掲げる防衛費増額のための増税について、与党の税制調査会は15日、対象の法人税、所得税、たばこ税の増税時期を明示せず、「令和6（2024）年以降の適切な時期」とすることを合意した。

岸田首相から年末までに決めるよう、指示を受けているが事実上先送りする。財源の裏付けがあいまいなまま、岸田政権は歴史的な転換となる防衛力の強化に踏み出す。

▼3面=拙速のツケ

23～27年度の5年間の防衛費は総額43兆円で、現在の1・5倍超の規模だ。新たに必要となる約17兆円の財源確保について岸田首相は、増税のほか、歳出改革や剩余金活用などで「年末に一括的に決定すべく調整を進める」と指して示した。27年度には、約4兆円の新たな財源が必要。岸田首

相は8日、いわゆる「1兆円強を増税で捻出することを表明し、与党税調が増税の対象税目、実施時期などについて検討を進めていた。わずか1週間で増税を決めだ」との意見が噴出した。強い反発を踏まえ、増税の実施時期については「24年以降の適切な時期」と

2027年度に必要な新たな財源		ゆがむ防衛財源	
1兆円強	増税	実施は →法人税 7千億～8千億円 「2024年以降の適切な時期」 →所得税 2千億円 →たばこ税 2千億円 →事実上の先送り	
0.9兆円程度	防衛力強化資金 ・特別会計からの繰り入れ ・大手町プレイスの売却	→1度だけの収入も、持続性に疑問	
0.7兆円程度	決算剰余金の活用 ・これまで補正予算の財源	→玉突きで赤字国債がふくらむ懸念	
1兆円強	歳出改革 ・巨額の歳出削減	→難航の恐れ	
+ 建設国債など		→防衛費にあてるのは戦後初	

加税を課す。期間は「当分の間」とし、事実上無期限の増税になる。

同じ付加税の仕組みをと

る「復興特別所得税」の税率は現行の2・1%から1・1%に引き下げる。東日本大震災の復興財源を減らさないようにするため、税率を減らした分、現行は37年までの課税期間を延長す

る。仮に24年から防衛費の増税が始まると、復興税の期間は13年延びる。

法人税は、税額を4～4・5%を上乗せする。税額から所得2400万円相当の金額を差し引いた後に課税する仕組みにし、ほとんどの中小企業が対象外となる見通しだ。たばこ税は、1本あたりの税額を段階的に引き上げ、計3円上げる。

与党税調は、これらの案を税制改正大綱に盛り込み、16日に発表する。政府・与党は27年度に法人税で7千億～8千億円、所得税とたばこ税で各2千億円ほどを確保する」とをめざすが、実現できるかは不透明だ。(筒井竜平、藤原慎二)